

地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。
地区労連ニュースで5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



幹事 真島 裕子
(北九州市職労)



幹事 池田 征治
(北九地区国公)

北九州市職員労働組合の真島です。地区労連幹事は今期2期目となります。北九州市役所では新型コロナウイルス感染症の対応で保健所はもとより、

幹事に選出されました北九州地区国公の池田征治です。コロナ感染防止対策として職場の中にテレワークという働き方が導入されている。長時間通勤の解消や介護、育児をしている人には時間の有効活用というメリットはあると思う。

どこの職場でも大変な状況が続いています。私自身は保健所の食品衛生の担当部署にいますが、本来業務を縮小しコロナ業務の応援も行うという状態が2年以上も続いています。保健所だけでなく市役所内の様々な職場でコロナ対応の兼任や応援、各施設の感染対策等、職員は市民生活を守るために必死に頑張りを、過重労働が続いています。市職労では、今期の春闘で、『市民のいのちを守る』職員の、いのちと暮らしを守る賃金労働条件の改善を「求める事を運動方針」としています。

この制度が導入されて「今までは遅くとも終電時間までには勤務が終了ということだったが、テレワークになったらエンドレスになった」という話を聞いた。労働時間の管理が、今までのやり方では、難しくなっている。この問題を取り上げて労働環境の改善を進めていけるのは、労働組合しかないと思います。

市役所だけでなく、今コロナの影響でどこも大変な状況にあると思います。皆さんと一緒に学び、行動していきたいと思っていますのでよろしくお願います。



2022年九州労働弁護団総会・権利討論集会に参加しました

2月3日に福岡弁護士会館で行われた労働弁護団の権利討論集会に、北九州埠頭裁判の原告、増田保子さんと参加しました。

分間、北九州埠頭裁判の経緯について発言しました。基調講演では、熊本大学大学院の内哲教授から、熊本県の労働委員会で公益委員を3期6年務めた感想を「労働紛争の解決・未然防止に向けて」と題して講演していただきました。

この権利討論集会は年に1度、九州労働弁護団の総会と同時に開催され、毎回いろいろな労働組合からも参加があり、とても参考になる集いです。しかしここにもコロナの影響が出ており、弁護士の出席も少なく多くはリモート参加でした。同時に組合も私たち地域ユニオンだけが参加・発言することになりました。増田さんが約10

「過労自殺・労働保険審査会逆転認定事件」について、福岡第一法律事務所の星野圭弁護士、「残業代請求勝訴事件」についてナリツシ共同法律事務所の安元隆治弁護士、「トラック&タクシー運転手をめぐる残業代」に

一緒に参加した北九州埠頭地位確認等請求事件原告増田さんから感想が寄せられました。

九州労働弁護団総会に参加して労働紛争の解決のために熱心に取り組んでいる弁護士さんが大勢いることに驚きました。にもかかわらず労働問題が一向に減らない現実が悲しく思えました。

権利は簡単に奪われてしまいます。労働者が自分の権利を守るため、そして労働紛争を未然に防ぐために弁護士、労働組合(員)、労働者など同じ目的を持つ人々が繋がることの大切さを感じた総会でした。(保)

労働組合の推定組織率は、最高だった昭和24〜25年頃の48%から常に低下を続け現在16.9%。5人に4人は組合に加入しておらず、労働組合に実感が持てなくなっています。

どうしてそんなことになってしまったのか。職場から問題が無くなったわけではなく、問題に対して何も言わない労働者が増えたのだろうと思います。何も言わなければ権利は簡単に奪われてしまいます。労働者が自分の権利を守るため、そして労働紛争を未然に防ぐために弁護士、労働組合(員)、労働者など同じ目的を持つ人々が繋がることの大切さを感じた総会でした。(保)

ついて光永亮弁護士から報告がありました。さすがに労働裁判の最前線の弁護士の話でいずれも大いに参考になった有意義な討論集会でした。(道下)

2月5日(土) 憲法共同センターの毎月定例宣伝行動に参加しました。19人が参加し、署名も28筆集まりました。

リレートークは、事務局の野瀬さん、市職労OBの永野さん、共産党から高瀬県議員が元気に、「岸田総理の敵基地先制攻撃検討発言やコロナ感染が爆発的に広がっていることを利用して憲法審査会を開く策動を強めていること」などについてその危険性を強く訴えました。



ニチアスは(株)はアスベスト被害の企業責任を認めろ！

ニチアス(株)へ全国一斉要請・包囲行動

私たちが闘っている建設アスベスト訴訟で、国との和解と、企業のアスベスト製造時の責任が認められ「アスベスト被害者給付基金法」の法律施行がなされたにもかかわらず、被告企業は争う姿勢を見せ、給付金の資金への参加も表明しないという態度を示していることをうけ、1月25日、26日の両日に全国一斉で主要被告企業の1つである、ニチアス(株)へ一斉要請包囲行動を実施しました。福岡県内でも、北九州営業所と福岡支店への要請行動を行い、北九州支部は北九州営業所での行動に2日間で延べ98人が参加しました。北九州地区労連からは永富議長が参加しました。

1日目にアスベスト訴訟団の原告3人と弁護団の田中弁護士から、北九州営業所に要請書を渡しに行きましたが、玄関前で受け取りはしたものの、中には入れないとの返答。

その後は、田中弁護士からアスベスト訴訟の趣旨の参加者への説明と、企業への一刻も早

くの救済への姿勢を変えることへの訴えが行われ、原告たちからも想いを訴えました。

北九州支部から参加した、原告から「被害者の無念を感じてほしい。」と参加者に訴え、参加者は真剣に話を聞く場面も見られました。多くの被害者を出し、裁判で敗訴の結果が出た今、亡くなられた人たちの遺族原告などの想いに、ニチアスなどの建材企業に、真摯に向き合い、対応を変えることは社会的責任を果たす企業として当然のことではないでしょうか。



九州建設アスベスト訴訟第1陣訴訟被告企業の上告棄却 最高裁が判断 国に続いて企業の賠償確定



九州建設アスベスト訴訟11の乗った階に「勝訴の」喜びを語る原告団

勝利判決が確定したことを受け、弁護士会館で記者会見を行いました。会見に参加した平本陣訴訟原告団長が「企業の責任も確定し、大変嬉しい」と喜びをあらわにしました。

最高裁判所第2小法廷の上告不受理(全部不受理)決定を受けた訴訟団声明 (訴訟団声明要旨)

本日、最高裁判所第二小法廷(菅野博之裁判長)は、九州建設アスベスト1陣訴訟について、当事者双方(一審被告企業4社と一審原告ら)が申し立てた上告受理申立を不受理、前記企業4社の上告を棄却とする決定を行った。これにより、エーアンドエーマテリアル、ニチアス、ノザワ、ケイミューに対する一審原告らの勝訴が確定した。

昨年5月17日の建設アスベスト4事件(首都圏神奈川1陣、同乗京1陣、京都1陣、大阪1陣の各訴訟)の判決に続き、建設アスベスト被害につき、建材メーカーの責任が改めて断罪されたのである。最も注目すべき点は、この決定によって、はじめて外装材(屋根材や外壁材のサイディング材)はじめて外装材(屋根材や外壁材のサイディング材)について、福岡高裁判決は、「屋外で施工される場合であっても：粉じんばく露は避けがたい」「加工がすべて屋外でなされる」とも直ちに認定できない」といった理由により、両社の責任を認めていた。最高裁はこの判断を追認したのである。(中略)

今回の判決・決定では、責任を負うとされた企業が4社に留まっており、また、賠償額について、さらにそこから就労期間の短さ等を理由に減額を行っており、賠償額が過度に抑制されているという問題もある。しかしながら、今回、最高裁はこれらの点について高裁の判断を変更しないとしたに過ぎず、責任を負うべき企業の範囲を広げ、賠償すべき額を大きくすることは、決して困難ではない。私たちは、九州2陣訴訟すでに全国で闘われている同種訴訟、さらにこれから提訴される新たな訴訟で、必ずこれらを実現する所存である。(後略) 声明全文読みたい方は、北九州地区労連にご連絡下さい。

2月10日(最高裁係属の九州建設アスベスト第1陣訴訟で企業側の原告が棄却され、被告建材企業4社(ニチアス、ノザワ、マキユリテル、ケイミュー)に対する勝利判決が確定しました。

労働法コラム 第85回

ハラスメントに対する対処法



黒崎合同法律事務所

弁護士 朝隈 朱 絵

一 はじめに
 パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、アカデミックハラスメント、職場等では様々なハラスメントがあり、ハラスメント被害を訴えて、法律相談に来られる方も少なくありません。

そこで、今回は、ハラスメント被害を受けた場合に、被害者自身ができる対処法についてお話ししたいと思います。

二 迅速な対応
 ハラスメント被害を受け



2020年6月にパワハラ防止法施行

た場合、言いにくい、という理由から、その状況を我慢してしまう方は多いと思います。しかし、そのような状態を放置すれば、相手方はそれに乗じて(又は、ハラスメントを行っているという自覚なく)、ハラスメントを継続する事態になりかねません。我慢せずに、相手方に辞めてほしいということ伝えるか、管理者(会社側)に相談、苦情申し立てを行う等の対策を取りましょう。なお、報復等を恐れて相手方への抗議や苦情申立に後ろ向きになってしまう方も多いと思いますが、パワハラ防止法によって、事業主に相談を行ったこと等を理由とした不利

三 証拠の確保
 ハラスメントが行われた場合、これを辞めるように求めたり、既に起きたハラスメントを理由に損害賠償請求を行ったたりすることが考えられますが、どのような対処をするにしても、証拠の確保が非常に重要です。加害者が、そんなことはしていないと否認することは多いと思いますが、その場合、立証責任は、被害者が負うことが原則です。

まず、ハラスメントの加害者、内容、発生日を記録し、会社や上司の対応、近くに誰がいたか等についても詳細に記録しましょう。録音があれば良いのですが、職場において突発的に起きるハラスメントを録音しておくのは難しいと思います。ハラスメントが頻発する場合には、事前に録音機を準備しておくというと思います。なお、録音は違法ではないかと不安に思われる方は多いのですが、裁判や労災申請等の正当な目的で用いられる限り違法とはなりません。また、メ

四 最後に
 ハラスメントはどこの職場での起きうる身近な問題であり、悩んでいる方は多いと思います。裁判等見据えた場合は、上記のように証拠の確保が重要になりますが、ご自身の心の健康を保つためにも、他にも同じような被害に遭っている人がいる場合に情報共有したり、心理カウンセラー等に相談することも検討してみましょう。

そして、状況を打開するために適切なアドバイスができたらと思いますので、お気軽に弁護士にも相談に来ってください。

平和をあきらめない北九州ネットは、2月19日14時から小倉駅南口広場で定例宣伝を取り組みました。小雨降る中、50人を超える参加、リレートークも元気よく、署名も沢山集まりました。

